

## JAIMA 工業会会員に対する 中小企業経営強化税制に係る 分析機器工業会（JAIMA）からのお願い

1. 窓口担当者（証明書申請連絡者）を決めていただきたい。

生産性向上設備投資促進税制の窓口担当者（証明書申請連絡者）と同一担当者にしていただきたい。

費用の請求は月ごとに請求書（生産性向上設備促進税制・中小企業経営強化税制）をそれぞれ発行いたします。証明書の申請は各社証明書申請連絡者から行ってください。証明書・請求書は証明書申請連絡者に届きます。支払い部門に社内で転送してください。

現在ご登録の生産性向上設備投資促進税制の窓口担当者（証明書申請連絡者）をそのまま移行させていただきますので再登録の必要はございません。担当者変更の際は、証明書申請連絡者変更届をご提出ください。今回、初めてご登録の際は証明書申請連絡者登録届をご提出ください。

2. 会員及び非会員（メーカーまたはディーラー）からの申請を受付けます。

本税制はユーザが利益を得るものではありませんが、申請は顧客に任せず、例えば、ユーザへの販売見積もりに、証明書発行費用を入れて、販売していただき、証明書申請行為は会員会社から工業会にさせていただきたい。（ただし、ユーザから費用を取るかとはらないかは各社にお任せします。）

3. 初回及び登録にはエビデンスが必要です。

証明書申請の初回は、工業会で本税制の要件を満たしているかを審査いたします。従いまして、申請書に記載された内容が確認できる仕様書もしくはカタログ（旧製品のものも含め）を添付してください。審査の効率化を考え、会員企業には事前登録も受け付けます。事前登録されたもの、あるいは2回目以降の同じ商品の証明書を請求するときには、HPにある認定品登録簿を参考にその登録番号を記載してください。

4. 証明書の申請代表者

社長もしくは部門長などこの証明行為に対し責任をとれる方といたします。

5. 申請手続きは郵送もしくは宅配で。

申請手続きの用紙（様式1, 2）は工業会HPからダウンロードしていただき、下記に記載した住所に郵送もしくは宅配でお届けください。ただし、1品目1封筒

でお願いします。審査が終われば、証明の捺印をしたものを返送させていただきます。

※当工業会はメール・FAXによる事前審査は行っておりませんので、必ず郵便等でご申請ください。

<申請先>

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町2-5-16 名古屋ビル新館6階

(一社) 日本分析機器工業会 中小企業経営強化税制証明書係

※生産性向上設備促進税制と中小企業経営強化税制と区別する為に、必ず係名をご記入ください。

封筒には**中小企業経営強化税制**と**朱書き**ください。

6. 中小企業経営強化税制証明書係 受付時間（お問合せ対応時間）について

**受付時間（お問合せ対応） 9：00～17：00（平日）**

上記時間内にお問合せ下さい。

7. 中小企業経営強化税制証明書記入確認シートをご活用いただき、申請時に必ずご添付下さい。

JAIMA ホームページ

→ダウンロード→資料9 中小企業経営強化税制証明書記入確認シート